

(9) 既修得単位の認定に関する内規

(平成16年4月1日制定)
最新改正 平成29年2月15日

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学教学規則第36条並びに神戸大学医学部規則（以下「規則」という。）第9条に規定する既修得単位について必要な事項を定めるものとする。

第2条 認定できる授業科目区分ごとの認定単位数の最高限度は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 基礎教養科目 | 6単位 |
| (2) 総合教養科目 | 6単位 |
| (3) 外国語科目（外国語第Ⅰ） | 4単位 |
| （外国語第Ⅱ） | 4単位 |
| (4) 情報科目 | 3単位 |
| (5) 健康・スポーツ科学 | 1単位 |
| (6) 共通専門基礎科目 | 10単位 |

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本学部所定用紙。申請授業科目は、認定単位数の最高限度内に限る。）
- (2) 卒業証明書又は在学期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義要項等（講義内容を明示できるもの）

第4条 認定試験は、申請した授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

第5条 認定された授業科目の単位数については、規則第9条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は「認定」とする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。